

使用開始日 2025年3月24日

投資信託説明書(交付目論見書)

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ－ KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド (米ドル建て)

ケイマン籍オープン・エンド契約型外国投資信託／追加型

※この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドは、特化型運用を行います。

※ファンド名の一部である「KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド」は、投資対象である「KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド(CYM)エスピー(KKR Private Markets Equity Fund (Cayman) SP)」を表します。



UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
UBS Management (Cayman) Limited

- 管理会社 [ファンドの資産の運用および管理業務を行う者]
UBS マネジメント(ケイマン)リミテッド
- 受託会社 [ファンドの受託業務を行う者]
エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド

EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト(<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>)でもご覧いただけます。

- ファンドの名称は、「UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ - KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド」です。
- 米ドルにより表示され、表示通貨を「基準通貨」といいます。

〈ファンドの関係法人〉

ファンド運営上の役割	会社名等
管理会社	UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻業務を行います。
受託会社	エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド ファンドの受託業務を行います。
報酬代行会社	ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 ファンドの報酬等支払代行業務を行います。
管理事務代行会社／保管会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー ファンドの登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務および資産の保管業務を行います。
投資運用会社	ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド ファンドの投資運用業務を行います。
管理会社代行サービス会社	大和アセットマネジメント株式会社 ファンドの管理会社代行サービス業務を行います。
日本における販売会社	日本における販売会社につきましては管理会社代行サービス会社(ホームページアドレス: https://www.daiwa-am.co.jp/)までご照会下さい。 ファンドの受益証券の日本における販売業務・買戻しの取次業務を行います。
代行協会員	大和証券株式会社 ファンドの代行協会員業務を行います。

〈管理会社の概要〉

- (i) 設立準拠法
管理会社は、ケイマン諸島の会社法に基づいて、設立されました。
- (ii) 事業の目的
管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。管理会社は、ファンドの為に受益証券の発行および換金(買戻し)を行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。
- (iii) 資本金の額
管理会社の資本金の額は、2025年1月末日現在、735,000米ドル(約1億1,351万円)です。
(注)米ドルの円換算は、2025年1月末日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=154.43円)によります。
- (iv) 会社の沿革
2000年1月4日設立

- この交付目論見書により行う「UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ - KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド」(以下「ファンド」といいます。)の受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年3月14日に関東財務局長に提出しております。当該届出の効力の有無については、代行協会員にお問い合わせ下さい。なお、効力が生じていない場合においては、本書に記載された内容につき訂正が行われることがあります。
- 請求目論見書は、投資者の請求により日本における販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい)。
- ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

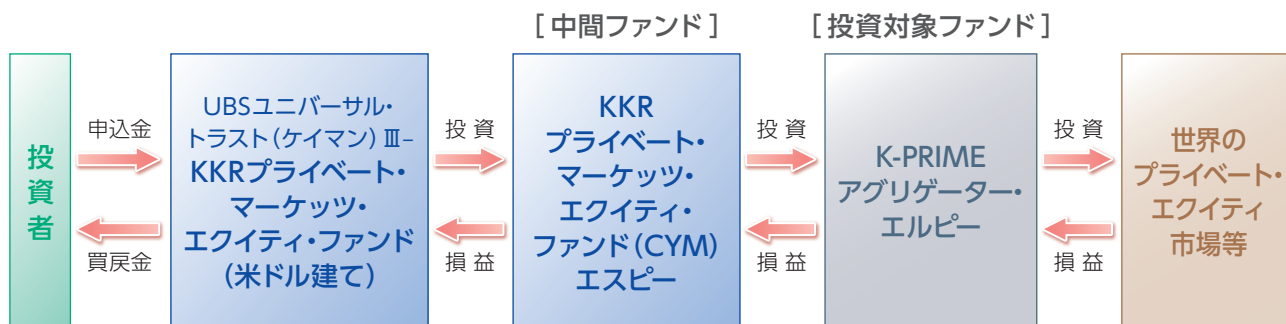
ファンドの目的

主として、KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド(CYM) エスピー(KKR Private Markets Equity Fund (Cayman) SP) (以下「中間ファンド」^(注)といたします。)の投資証券への投資を通じて、K-PRIMEアグリゲーター・エルピー(K-PRIME Aggregator L.P.) (以下「投資対象ファンド」といたします。)に投資し、実質的にKKRのプライベート・エクイティ戦略に幅広く投資を行うことで、中長期的なキャピタル・ゲインの獲得をめざして運用を行います。

(注)中間ファンドは、税目的や効率的な運用目的等のために、投資者が投資するファンドと投資対象ファンドの間に設立されるファンドです。

ファンドの仕組み

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※ファンドは、中間ファンドの組入比率を原則として高位に保ちます。中間ファンドは、投資対象ファンドを通じて、主に世界のプライベート・エクイティ市場等に投資します。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、世界のプライベート・エクイティ(非上場株式)となります。主要投資対象以外に、債務証券、現金および現金同等証券などに投資することがあります。

運用体制

ファンドの投資運用会社について

ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド

- 1987年に、イングランドおよびウェールズの法律に従って設立された、大和アセットマネジメント株式会社の子会社である資産運用会社です。
- 大和アセットマネジメント株式会社は、1959年から営業している日本最大規模の資産運用会社としてさまざまな資産クラスを運用しており、日本の株式および世界各国の国債等の運用について実績を有しています。

ファンドの目的・特色

中間ファンドの投資運用会社について

コールバーグ・クラビス・ロバーツ・アンド・カンパニー・エルピー

- 米国デラウェア州の有限責任組合です。
- 中間ファンドの投資運用業務を行い、中間ファンドのポートフォリオ全体を管理しています。

中間ファンドの副投資運用会社について

KKRクレジット・アドバイザーズ(米国)エルエルシー

KKRクレジット・アドバイザーズ(アイルランド)アンリミテッド・カンパニー

- 中間ファンドの投資運用会社は、米国デラウェア州の有限責任会社であるKKRクレジット・アドバイザーズ(米国)エルエルシーおよびアイルランドの無限責任会社であるKKRクレジット・アドバイザーズ(アイルランド)アンリミテッド・カンパニーを中間ファンドの副投資運用会社として、そのポートフォリオの一部の運用を委託しています。
- 中間ファンドの副投資運用会社は、特に中間ファンドの流動性資産を運用しています。

投資対象ファンドのジェネラル・パートナーについて

Kシリーズ ピーイー・ホールディングス・エルピー

- 投資対象ファンドのジェネラル・パートナーは米国デラウェア州の有限責任組合であるKシリーズピーイー・ホールディングス・エルピーで、投資対象ファンドの運営管理を行います。

ファンドの特色

- ① 主として、中間ファンドを通じて投資する投資対象ファンドを通じて、実質的にKKRのプライベート・エクイティ戦略に幅広く投資を行い、中長期的なキャピタル・ゲインの獲得をめざします。投資対象ファンドの投資目的および投資戦略は、以下の通りです。

投資目的	<ul style="list-style-type: none"> ●主にKKRが運用する業界最高水準のプライベート・エクイティ戦略へ幅広く投資を行うことで、セクター、業種、地域、投資時期の分散したポートフォリオを構築することをめざします。 ●世界のプライベート・エクイティ市場への投資を通じて、公開市場と比較して相対的に低い価格変動リスクで、魅力的なリスク調整後リターンを創出し、中長期的なキャピタル・ゲインを獲得することをめざします。
投資戦略	<p>多様な景気サイクルを通じて資本の成長をめざす“全天候型”の投資哲学に基づき、分散されたポートフォリオの構築をめざします。KKRが運用する下記の戦略を含む、多様な戦略に投資を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●バイアウト戦略 - 魅力的な成長が見込まれる質の高い企業の支配株主となることや影響力のあるポジションを獲得することにより、経営への積極的な関与を通じた業務効率の向上やビジネス価値を高めることを追求した戦略です。 ●ミドルマーケット・バイアウト戦略 - 成長と業務効率向上の潜在力が大きい、中小規模の企業へ投資を行う戦略です。 ●コア投資戦略 - バイアウト戦略に比べ、より長期でボラティリティの低いリターンの獲得をめざし、安定的で成熟した、業界をリードする企業へ投資を行う戦略です。 ●グロース・エクイティ戦略 - テクノロジー、メディア、通信およびヘルスケアなどの成長セクターの企業へ主に少数株主として投資します。企業の持つ課題(特に技術的な課題より、商業的、経営面の課題)に焦点をあてた支援を提供することで、投資先企業の価値向上をめざす戦略です。 ●グローバル・インパクト戦略 - 社会的課題の解決と商業的利益の確保の両立をめざす企業へ投資を行う戦略です。他の投資戦略と同様に経営支援を実施することで、気候問題など、多様な社会課題への改善効果と投資リターンの獲得をめざします。 <p>また、上記プライベート・エクイティ戦略に加え、下記の投資を行うことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① KKRまたはその他の運用会社が運用するファンドの持分への投資 ② 優先株式、メザニン債務などへの投資 ③ シンジケート・ローン、ハイ・イールド債券などを含む、公開またはプライベートの債務証券、現金および現金同等証券などへの投資(これらの投資は、インカムの獲得、新規投資の促進および換金のための流動性の確保を目的とするもので、投資額の25%を上限とします。)

- ② ファンドの受益証券1口当たり純資産価格(以下「基準価額」といいます。)は、月次の評価日に算出されます。

- *原則として各評価日における基準価額は、該当する評価日の24暦日後の2ファンド営業日後の翌国内営業日に公表されます。
- *「評価日」とは、2025年5月31日以降の毎月の最終暦日および/または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
- *「ファンド営業日」とは、ルクセンブルク、ロンドン、ニューヨーク、パリおよび東京の商業銀行が営業を行う各日(土曜日および日曜日を除きます。)および/または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

ファンドの目的・特色

3 毎月の評価日の基準価額に基づき購入を申し込むことができます。また、年4回(3月、6月、9月および12月)の評価日の基準価額に基づき、換金(買戻し)を請求することができます。

※換金(買戻し)には制限があります(後記「換金(買戻し)制限」の項をご参照下さい。)。お申込みを受け付けた月の評価日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価格(1口当たり)での換金(買戻し)となります。

※3月、6月、9月および12月の1日(国内営業日ではない場合は翌国内営業日)から15日(ファンド営業日ではない場合は直前のファンド営業日)までの間、換金(買戻し)を請求することができます。第1回目の換金(買戻し)は、2025年9月1日から12日までのお申込み受付分について、9月の評価日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価格(1口当たり)での換金(買戻し)となります。

[分配方針]

原則として分配は行わない予定です。ただし、管理会社の決定により分配を行うことがあります。

※上記は、将来の分配金支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配が行われる場合、受益証券の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。受益証券の購入後のファンドの運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

主な投資制限

- 借入れは、原則として、借入金の残高の総額がファンドの純資産総額の10%を超えない場合に限り、行うことができます。ただし、合併等により、一時的に10%を超える場合を除きます。
- 有価証券の空売りを行いません。

※上記は、ファンドにおける投資制限であり、中間ファンドもしくは投資対象ファンドにおける投資制限ではありません。

ファンドは、日本証券業協会が定める特化型運用を行うファンドに該当します。特化型運用を行うファンドとは、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドを指します(特定の発行体が発行する銘柄の寄与度が10%を超える場合、当該発行体の発行する銘柄は支配的な銘柄に該当します。)。ファンドは、中間ファンドに集中して投資を行うため、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。このため、中間ファンドに運用状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は、変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は、預貯金とは異なります。
- ファンドは、主として中間ファンドを通じて投資対象ファンドに投資します。このため、ファンドへの投資には、中間ファンドおよび投資対象ファンドにおけるリスクも伴います。
- いずれの期間においても、とりわけ短期間でファンドの投資目的が達成される保証はありません。投資者は、ファンドへの投資が利益を生み出す保証はないことを理解する必要があります。投資者は、ファンドへの投資の大部分またはすべてを失う可能性があります。ファンドの投資は、リターンの変動幅が大きくなる可能性があります。

※以下は、ファンドの主な投資リスクの要点だけを述べたものです。他のリスクを含む詳細は、投資信託説明書（請求目論見書）をご参照下さい。

主な変動要因

<p>多様な投資対象資産にかかるリスク</p>	<p>ファンドは、中間ファンドおよび投資対象ファンドを通じて、多様なプライベート・エクイティ戦略に投資します。これらの投資戦略では、主に投資先企業の株式に投資しますが、これらに加えて優先株式やメザニン債務などにも投資する場合があります。また、投資対象ファンドは、インカムの獲得や流動性の確保などを目的として、シンジケート・ローン、ハイ・イールド債券などにも投資を行います。この結果、ファンドへの投資は、多様な投資対象資産の価格変動リスクを伴います。</p>
<p>投資対象ファンドの投資全般にかかるリスク</p>	<p>投資対象ファンドの投資は、金融市場、経済、各国の政治情勢など、さまざまな要因の影響を受けます。特に、景気見通し、金利動向、借入りの利用可能性、為替、貿易障壁など、投資対象ファンドがコントロールできない要因に左右されます。こうした要因が好ましくない影響をもたらした場合、投資対象ファンドの保有資産の流動性および価値に悪影響を与え、また、投資対象ファンドがプライベート・エクイティ戦略において新たに魅力的な企業買収案件を獲得する能力を低下させる可能性があります。また、投資先企業の業績や企業価値が下落し、ファンドのパフォーマンスに悪影響をもたらす場合があります。</p>
<p>流動性のない資産への長期投資のリスク</p>	<p>投資対象ファンドが投資を行うプライベート・エクイティ戦略は、その大部分が、非上場株式などの流動性を伴わない資産に対する長期的な投資となる見込みです。また、上場株式など、流動性のある資産への投資であっても、法律や契約等により売却が禁止または制限される場合もあります。また、これらの投資は、ファンドの投資者へのリターンおよび投資対象ファンドの投資目的の達成を保証するものではありません。投資対象ファンドによる資産売却には、長期間を要する場合があります。また、希望する価格およびタイミングで売却できる保証はなく、売却価格が、資産の本来の価値を下回る可能性もあります。</p>

投資リスク

新興企業への投資リスク	投資対象ファンドは、創業後間もない新興企業に投資する場合があります。こうした企業は、短い事業歴、新しい技術や製品、急速に発展する市場、共同事業の経験に乏しい経営陣などの特徴により、投資機会の評価が容易ではありません。こうした企業の中には、多額の追加投資を必要とするものもあります。また、これらの企業が、当初の見込み通りの投資額と期間で事業を成功させる保証はなく、事業に失敗した場合には、投資対象ファンドのパフォーマンスに大きな悪影響をもたらす可能性があります。
債務証券への投資リスク	投資対象ファンドは、シンジケート・ローン、劣後ローン、ハイ・イールド債券、証券化商品、債務担保証券、国債等を含む、多様な債務証券にも投資します。債務証券への投資は、金利リスクと信用リスクを伴います。金利リスク：一般に金利が上昇した場合、債務証券の価値は下落します。信用リスク：債務者の返済能力等が悪化し、元利金の支払いがあらかじめ定められた条件で実施されない場合、またそうした状況が予想される場合も、債務証券の価値は下落します。投資対象ファンドは、信用格付けを取得していない証券、不良債権、財務および事業が困難な状況にある企業に対する債権（ディストレスト債権）に投資する場合があります。これらの投資は、より大きな信用リスクを伴い、また、流動性が低く、ボラティリティが高い傾向があります。
流動性リスク	ファンドの直接的な投資対象である中間ファンドの投資証券には公開取引市場が存在せず、今後も市場が確立される見込みはありません。そのため、ファンドによる保有資産の売却は、中間ファンドによる買戻しに依存する見込みです。また、投資対象ファンドの組入資産の多くは流動性がなく、希望する価格やタイミングで速やかに売却することができない可能性があります。したがって、中間ファンドがその投資証券の買戻しのための資金を速やかに確保できる保証はなく、その結果、ファンドの流動性も限定されたものとなります。
集中投資リスク	投資対象ファンドは、投資目的に沿った投資対象に限定して投資を行うため、比較的少数の投資先に投資する可能性があります。そうした場合、特定の投資先のパフォーマンスの低下が、ファンド全体のパフォーマンスに大きな悪影響を与える可能性があります。投資対象ファンドは、一定の分散要件を備えることを意図していますが、新規投資や保有資産の売却が想定通り実現しない場合には、投資が特定の国・地域や業種に集中し、それらの市場環境の悪化の影響を大きく受ける可能性があります。結果として、ファンドへの投資は、より分散されたポートフォリオには存在しない相当な集中投資リスクにさらされる可能性があります。
為替変動リスク	ファンドは、投資対象ファンドを通じて、米ドル以外の通貨を含む多様な通貨で投資を行い、投資先からの収益を獲得します。それらの通貨価値は、一般的に各国の政策、貿易収支、他通貨との金利差などの影響で変動します。また、各国政府の介入や規制により、通貨の交換が制限される場合もあります。また、ファンドの受益証券は、米ドル建てです。投資対象ファンドの投資における通貨が、対米ドルで下落した場合、米ドル建てで計算されるファンドの基準価額の下落要因となります。投資対象ファンドは、米ドルベースの為替ヘッジを行う場合もありますが、一般的に、為替ヘッジには、対象通貨間の金利差相当のコストが伴います。また、為替リスクをすべてヘッジできるものではありません。さらに、ファンドの受益証券は、米ドル建てのため、日本円で投資する場合、投資時点より基準価額が上昇していても、為替レートの変動により、換金時に受け取る金額が当初の円貨投資額を下回る可能性があります。

<p>カントリー・リスク</p>	<p>投資対象ファンドは、米国や西欧諸国以外を含む多様な投資対象国・地域において投資を行う可能性があります。投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、投資対象ファンドのパフォーマンスに悪影響が生じることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。</p>
<p>組入資産の評価に関するリスク</p>	<p>投資対象ファンドが保有する資産の多くは上場されておらず、頻繁に取引されていないため市場価格を有しません。そのため、投資対象ファンドが定める評価手法を用いて評価額を算出します。評価額の算出には、将来に対する見通しや主観的な判断を多く含むため、正確でないことがあります。市場環境等に急激な変化が発生した場合、速やかに評価額に反映できない場合もあります。評価額が将来大きく変動する可能性もあります。また、保有資産を実際に売却する際の価格は、売買当事者間の交渉によって決まるため、現在の評価額が、実際の売却価格を正確に反映していない可能性があります。その結果、実際に売却する際の価格が、投資対象ファンドが算出する評価額から大きく乖離する可能性があります。</p>
<p>レバレッジに関するリスク</p>	<p>中間ファンド、投資対象ファンド、および投資対象ファンドの投資先企業は、運営資金を調達するためにレバレッジ(借入)を活用する予定です。レバレッジの活用は、多くのリスクを伴います。レバレッジの活用により、金利の上昇、景気の減速、投資環境の悪化等による悪影響を受けやすくなります。投資先企業が、借入コストを賄うのに十分な収益を得られていない場合、損失を被る可能性があります。また、レバレッジに伴う契約等によって、投資先企業の事業の柔軟性が制限される場合があります。</p>
<p>中間ファンドおよび投資対象ファンド等の費用負担</p>	<p>投資対象ファンドは、企業への直接投資に加えて、他のファンドの持分に投資する場合があります。他のファンドの持分に投資する場合、当該ファンドで発生する費用の一部について、投資対象ファンドを通じてファンドが間接的に負担する可能性があります。こうした投資では、当該ファンドに直接投資した場合と比較して、より高い費用を負担することとなります。また、ファンドの投資者は、中間ファンドおよび投資対象ファンドで発生する費用の一部について、ファンドを通じて間接的に負担します。これらの費用に加えて、ファンドで発生する費用をファンドの信託財産によって間接的に負担します。この結果、中間ファンドまたは投資対象ファンドに直接投資した場合と比較して、より高い費用を負担することとなります。</p>

〈その他〉

買戻しに関する制限	ファンドが直接投資する中間ファンドは、四半期毎に投資証券の買戻しを受け付けていますが、四半期毎の買戻しに上限額を設けています。上限額は、四半期毎の中間ファンドの純資産総額(以下「中間ファンド純資産総額」といいます。)(直前3カ月の各月末における中間ファンド純資産総額の平均を用いて測定されます。)の5%としています。また、中間ファンドには、買戻しについて条件の変更や一時停止を決定する権限があります。そのため、ファンドが保有する中間ファンドの投資証券について、ファンドが希望する口数およびタイミングで買戻しを受けることができない可能性があります。管理会社は、中間ファンドの買戻しが制限される場合など、ファンドの投資の清算が実行可能でないと判断した場合、受託会社と協議の上、ファンドの受益証券の買戻しの全部または一部を拒否することができます。管理会社が買戻しの全部または一部を拒否した場合、受益者は、自らの受益証券を買戻しできません。
中間ファンドの投資運用会社および投資対象ファンドの運営管理への依存	中間ファンドおよび投資対象ファンドのパフォーマンスは、中間ファンドの投資運用会社および投資対象ファンドが適切な投資対象を特定し、実行し、投資対象ファンドの投資先企業を処分して利益を上げる能力に左右されます。中間ファンドの投資運用会社および投資対象ファンドは、関連する運用チーム等の技能および専門知識に依拠しており、これらの主要な運用チーム等のメンバーが、投資対象ファンドの存続期間中、業務を続ける保証はありません。また、中間ファンドの投資運用会社および投資対象ファンドの投資決定が、期待通りの結果をもたらす保証はなく、かかる個人を失うことが間接的にファンドの運用実績に悪影響を及ぼす可能性があります。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

投資運用会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、定期的にコンプライアンス会議を開催し、法令、投資制限、投資ガイドライン等についてファンドの遵守状況をチェックします。

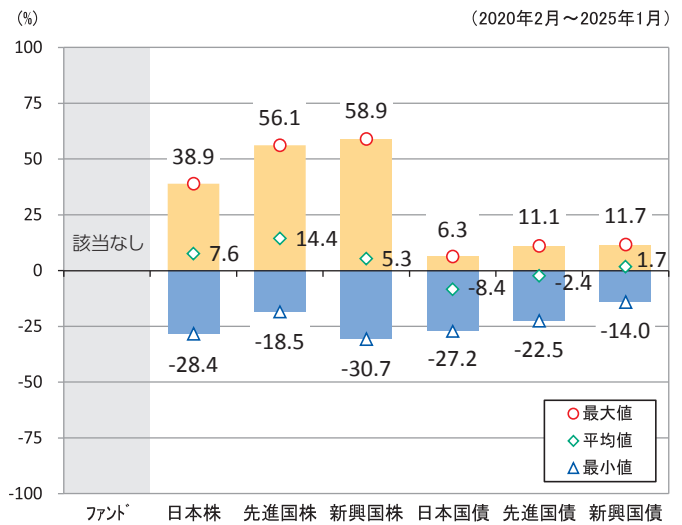
参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

ファンドの運用は、2025年4月30日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは、2025年4月30日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、年間騰落率を表示できません。

〈各資産クラスの指数について〉

- 日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (米ドルベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)
- 日本国債：FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)
- 先進国債：FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)
- 新興国債：FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc. (FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX) (配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (米ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)をMSCI INC. から、FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しています。)より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

基準価額・純資産の推移

ファンドは、2025年4月30日に運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

分配の推移

ファンドは、2025年4月30日に運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

主要な資産の状況

ファンドは、2025年4月30日に運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

年間収益率の推移

ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドは、2025年4月30日に運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

お申込みメモ

購入の申込期間	<p>〈当初申込期間〉 2025年4月1日(火)から2025年4月25日(金)まで</p> <p>〈継続申込期間〉 2025年5月1日(木)から2026年6月30日(火)まで (申込期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)</p>
購入の申込可能日	<p>〈継続申込期間〉 毎月1日(国内営業日ではない場合は翌国内営業日)から月内最終ファンド営業日までのお申込み受付分が、その月の評価日の基準価額での購入となります。</p> <p>(注)「ファンド営業日」とは、ルクセンブルク、ロンドン、ニューヨーク、パリおよび東京の商業銀行が営業を行う各日(土曜日および日曜日を除きます。)および/または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。</p> <p>※購入は月1回となります。</p>
購入の申込締切時間	<p>〈当初申込期間〉 2025年4月25日(金)午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)</p> <p>〈継続申込期間〉 毎月の購入の申込可能日の最終日の午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)</p>
購入単位	<p>〈当初申込期間〉 500口以上1口単位</p> <p>〈継続申込期間〉 500口以上1口単位</p>
購入価額	<p>〈当初申込期間〉 1口当たり100.00米ドル</p> <p>〈継続申込期間〉 購入のお申込みを受け付けた月の評価日の基準価額(1口当たり) ※原則として、お申込みを受け付けた月の評価日の24暦日後の2ファンド営業日後の翌国内営業日に公表されます。</p>
購入代金	<p>〈当初申込期間〉 2025年4月28日(月)までに申込金額および申込手数料を支払うものとします。</p> <p>〈継続申込期間〉 国内購入約定日から起算して4国内営業日目までに申込金額および申込手数料を支払うものとします。日本における販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資者に依頼する場合があります。</p> <p>(注)「国内購入約定日」とは、購入注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、購入価額が公表される日)をいいます。</p> <p>※支払い通貨については販売会社にお問い合わせ下さい。</p>
換金(買戻し)の申込可能日	<p>3月、6月、9月および12月の1日(国内営業日ではない場合は翌国内営業日)から15日(ファンド営業日ではない場合は直前のファンド営業日)までのお申込み受付分が、当月の評価日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価格(1口当たり)での換金(買戻し)となり、それ以外の期間は換金(買戻し)のお申込みの受付を行いません。</p> <p>※換金(買戻し)は年4回となります。</p>
換金(買戻し)の申込締切時間	<p>3月、6月、9月および12月の換金(買戻し)の申込可能日の最終日の午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)</p>
換金(買戻し)単位	<p>1口以上1口単位</p>
換金(買戻し)価額	<p>換金(買戻し)のお申込みを受け付けた月の評価日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価格(1口当たり)</p> <p>※原則として、換金(買戻し)のお申込みを受け付けた月の評価日の48暦日後の翌ファンド営業日の翌国内営業日に公表されます。</p>
換金(買戻し)代金	<p>国内換金(買戻し)約定日から起算して4国内営業日目から日本における販売会社または販売取扱会社を通じて支払われます。</p> <p>(注)「国内換金(買戻し)約定日」とは、換金(買戻し)注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、換金(買戻し)価額が公表される日)をいいます。</p> <p>※支払い通貨については販売会社にお問い合わせ下さい。</p>

手続き・手数料等

<p>換金（買戻し）制限</p>	<p>管理会社は、受託会社と協議の上で、以下の場合において受益者からの換金（買戻し）の申込みの全部または一部を拒否する選択をすることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受託会社との協議の結果、投資運用会社によるファンドの投資対象の清算が、換金（買戻し）の申込みを履行するために必要であるにもかかわらず実行不可能であると管理会社が判断した場合（中間ファンドが買戻しを停止または一部制限している場合を含みます。）。 ●受託会社との協議の結果、上記の状況が、受益者の利益を害すると管理会社が判断した場合。 <p>なお、ファンドの直接的な投資対象である中間ファンドには、四半期毎の中間ファンド純資産総額（直前3カ月の各月末における中間ファンド純資産総額の平均を用いて測定されます。）の5%の買戻し上限が定められていることに留意が必要です。</p> <p>買い戻されなかったすべての受益証券に関する換金（買戻し）の申込みは取り消され、繰り越されません。翌四半期以降に換金（買戻し）を行う場合には、再度お申込みが必要です。</p>
<p>購入・換金（買戻し）申込受付の中止および取消し</p>	<p>受託会社は、純資産総額の決定を停止する状況が発生した場合、ファンド障害事由が発生した場合、または、以下の事由が発生した場合、管理会社と協議の上、受益証券の発行（申込み）および換金（買戻し）を停止し、ならびに／または受益証券の換金（買戻し）請求をした者に対する換金（買戻し）代金の支払期間を延長することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 管理会社および／または投資運用会社と協議を行った上で、受託会社の意見において、(i)ファンドの資産の一部または全部の処分ができない、または(ii)当該処分金の移転が合理的な方法により実行できない、もしくは当該処分の実行が受益者の最善の利益とはならない場合 ② 中間ファンドが、(i)中間ファンドの投資証券の発行もしくは買戻しの停止、および／または(ii)中間ファンド純資産総額の算出の停止を宣言する場合 ③ 管理会社と協議を行った上で、受託会社の意見において、公正かつ合理的な方法により純資産総額を計算することができない場合 ④ 受託会社、管理会社および／または投資運用会社のオフィスまたは運営が、テロ、パンデミックまたは天災等に起因して閉鎖または相当に妨げられる場合 ⑤ 受託会社、管理会社および／または投資運用会社にファンドの投資資産の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させる事由が発生した場合 <p>(注)「ファンド障害事由」とは、管理会社の単独の裁量により、ファンドについて価格を算定するための流動性または実効性に悪影響を与える事由が発生している場合に発生しているとみなされます。</p>
<p>評価日</p>	<p>2025年5月31日以降の毎月の最終暦日および／または管理会社が随時決定するその他の日</p>
<p>信託期間</p>	<p>2025年4月30日（運用開始日）から2030年12月31日まで ※管理会社が受託会社と協議の上合意した日まで存続期間の延長を行う場合があります。</p>
<p>繰上償還</p>	<p>以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社もしくは管理会社の意見において、実行不可能、不適当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合 ② ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合 ③ 基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合 ④ 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合 ⑤ 管理会社がかかる通知を通知した、または管理会社内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合 ⑥ ファンドに関する補足信託証書または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合 <p>また、以下の強制買戻事由が発生した場合、各受益証券は、強制的に買い戻されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> i. いずれかの評価日の純資産総額が、20,000,000米ドル以下であり、当該評価日以降に、管理会社が、ファンドのすべての受益者に通知を行うことで強制的に換金（買戻し）を行うべきと判断した場合 ii. 管理会社が受託会社と協議の上、ファンドのすべての受益証券について強制的に換金（買戻し）を行うべきと判断した場合（中間ファンドが繰上終了した場合も含まれますが、これに限定されません。）
<p>決算日</p>	<p>毎年12月31日</p>
<p>純資産総額の上限</p>	<p>ファンドにおける純資産総額の上限の定めはありません。 ただし、今後管理会社の判断において、将来的に上限が設定される可能性があります。</p>
<p>運用報告書</p>	<p>管理会社は、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。 交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。</p>
<p>課税関係</p>	<p>ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。 ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。</p>

そ の 他	<p>受益証券の申込を行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。</p> <p>ご購入制限 管理会社は米国の市民もしくは居住者または法人、ケイマン諸島の居住者、および欧州経済地域加盟国に居住し、もしくは登記上の事務所を持つもの等による受益証券の取得を制限することができます。ご購入制限の対象に該当するお客様がファンドの保有者となっている場合、当該お客様に対して将来的に強制買戻しが行われる可能性があります。</p>
-------	---

※これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照下さい。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

● 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入は、口数でのみお申込みいただけます。 購入時手数料の額は、購入金額に対し、 3.3% (税抜3.0%) を上限 に販売会社が別に定める率を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として販売会社に支払われます。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。 ※購入価額は、原則としてお申込みを受け付けた月の評価日の24暦日後の2ファンド営業日後の翌国内営業日に公表されます。
換金(買戻し)手数料	ありません。 ※ただし、「信託財産留保額」が差し引かれます。
信託財産留保額	換金(買戻し)時に、関連する評価日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額が、差し引かれ、ファンドのために留保されます。

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

管理報酬等	ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総報酬は、次のとおりです。 純資産総額の 年率2.75%程度+投資対象ファンドの成功報酬 (注1)				
	内訳	手数料等	支払先	報酬料率等	対価とする役務の内容
		報酬代行会社報酬	報酬代行会社	年率0.15%(注2)	管理会社報酬等の支払代行業務
		管理会社報酬	管理会社	年間5,000米ドル	ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻業務
		受託会社報酬	受託会社	年間12,000米ドル	ファンドの受託業務
		投資運用会社報酬	投資運用会社	年率0.20%	ファンドの投資運用業務
		管理会社代行サービス会社報酬	管理会社代行サービス会社	年率0.25%	ファンドの管理会社が行う業務を日本国内において代行する業務
		代行協会員報酬	代行協会員	年率0.10%	基準価額の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等
		管理事務代行会社報酬	管理事務代行会社	年率0.10%(上限) (最低年間45,000米ドル)	ファンドの登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務
		保管会社報酬	保管会社	(注3)	ファンドの資産の保管業務
販売会社報酬	販売会社	年率0.70%	受益証券の販売・換金(買戻し)の取次業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等		
また、ファンドを通じて間接的に負担する中間ファンドおよび投資対象ファンド等の主な費用は、次のとおりです。					
内訳	手数料等	支払先	報酬料率等	対価とする役務の内容	
	管理報酬(注4)	中間ファンドの投資運用会社	中間ファンド純資産総額の年率1.25%	中間ファンドの管理業務	
	成功報酬(注5)	投資対象ファンドのジェネラル・パートナー	投資対象ファンドのトータルリターン15%	投資対象ファンドの運営管理業務	
	その他費用・手数料	上記の管理報酬・成功報酬に加え、中間ファンドおよび投資対象ファンドは、その他の費用・手数料を支払います。これには中間ファンドの設立費用、募集費用、法務関連費用、サービス提供会社に関連する手数料等が含まれます。また、KKRが運用する他のファンド、第三者が運用するファンドや共同投資ファンド等(投資先ファンド)に投資を行う場合、当該投資先ファンドにてかかる費用・手数料を直接的または間接的に負担する場合があります。その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができません。			
その他の費用・手数料	上記の報酬のほか、設立費用、監査報酬、目論見書の印刷費用、信託財産の処理に関する費用、設定後の法務関連費用、信託財産にかかる租税等がファンドの信託財産から支弁されます。「その他の費用」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。				

(注1) 管理事務代行会社報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回る場合があります。

(注2) 管理会社報酬は年間5,000米ドル、受託会社報酬は年間12,000米ドルであり、年率0.15%の報酬代行会社報酬から支弁されます。

(注3) 保管会社報酬の詳細は、別途報酬表に定められているため、年率や金額等を示すことができません。

(注4) 管理報酬は、中間ファンド純資産総額に基づき計算されます。原則、中間ファンドが支払いますが、重複をしない形で、投資対象ファンドが負担する場合があります。また、管理報酬は中間ファンドの投資運用会社の関連会社に対して支払われる場合もあります。

(注5) ハードルレート5%およびハイ・ウォーター・マーク(成功報酬を算出するための基準となる価格)の両方を超過した場合(キャッチアップ条件あり。)

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照下さい。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および住民税 ^(注)	配当所得として課税 分配金に対して20.315%
換金(買戻し)時 および償還時	所得税 および住民税 ^(注)	譲渡所得として課税 換金(買戻し)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注) 所得税、復興特別所得税および住民税が課されます。

- 上記は、2025年1月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。